

(別添1)

要介護認定の申請代行・申請代理について

1. 要介護認定の申請について

- 要介護認定の申請は、被保険者本人の意思に基づくものである必要がある。
しかしながら、申請書を、市町村の窓口へ提出する者は、被保険者本人である必要はなく、本人が適切に提出を依頼したのであれば、誰でも可能。
これは、申請の「代行」という位置付けになる。(法的には「使者」に当たる)
- また、被保険者本人が要介護認定の申請に係る法律行為を行うことを第三者に対して「授権」した場合については、当該第三者は本人の「代理」として、要介護認定申請が可能。
- 申請の「代行(使者)」と申請の「代理」との法的な違いは、前者は本人の意思表示内容を伝えるだけなのに対し、後者は本人に代わって意思決定を行いうることにある。
ただし、要介護認定申請について考えれば、申請書の記載内容自体に意思決定を要する事項はないと考えられることから、實際上両者に相違はないものと考えられる。
- なお、代行にしても代理にしても、第三者の範囲に特段の限定はない。

2. 委任状の要否

- 代理の場合には、本人から代理権を授権されていることが必要であるが、これは書面である必要はない。
- 代行については、本人の意思内容を伝えるだけであり、本人から提出を依頼されたということが確認できればよい。これも書面で依頼されている必要はない。
- 結局、「委任状」は、本人の真の意思表示内容に基づく代理権授与であるとか、申請書であるかどうかを確認するための手段のひとつであり、具体的にどのような場合について委任状の提出を求めるかについては、各市町村の窓口で判断していただいて差し支えない。
- ただし、要介護認定については、本人のもとに認定調査に行く際に、本人の真の意思表示によるものであるかどうかについては明らかになるものであり(仮に、本人に申請の意思がない場合であれば、認定調査に行った際に本人からその旨の申し出等がある)、また、申請すること自体が本人の不利益となることも通常は想定されない。こうしたことも踏まえれば、被保険者が窓口へ申請に来ない場合について一律に「委任状」を求めなくとも、特段の問題はないものとする。

3. 介護保険法の代行申請規定の趣旨

- 介護保険法第27条第1項ただし書は、社会保険労務士法の特例である。
- 社会保険労務士法第27条は、他法令に規定がある場合を除き、社会保険労務士でない者に対し、他人の求めに応じ報酬を得て、業として介護保険法に基づく申請を代行又は代理することを禁じている。
- 従って、報酬を得て、業として（つまり、反復・継続して）、要介護認定の申請代行又は代理を行いうるのは、社会保険労務士、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に限定されるということになる。
なお、報酬を受けないというのであれば、これら以外の者について、申請の代行又は代理を行うことは当然に可能である。

(参照条文)

社会保険労務士法（抄）

(社会保険労務士の業務)

- 第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。
- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（以下「申請書等」という。）を作成すること。
一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（主務省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（主務省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。
 - 二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（第一号に掲げる書類を除く。）を作成すること。
 - 三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること（労働争議に介入することとなるものを除く。）。
- 2 前項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。
- (業務の制限)
- 第二十七条 社会保険労務士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

(別添2) 審査請求の対象としうる処分

1 保険給付に関する処分

(1) 要介護認定又は要支援認定に関する処分

- ① 要介護(要支援)認定(介護保険法(以下「法」という。法第27条、法第32条))
- ② 要介護(要支援)認定の更新及び却下(法第28条、法第33条)
- ③ 要介護状態区分の変更の認定及び却下(法第29条、法第30条)
- ④ 要介護(要支援)認定の取消(法第31条、法第34条)
- ⑤ 介護給付等対象サービスの種類の指定(法第37条)
- ⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の却下(法第37条第2項)

(2) 被保険者証の交付の請求に関する処分

- ① 被保険者証の交付(法第12条)

(3) 居宅介護サービス費等の支給

- ① 居宅介護(支援)サービス費の支給(法第41条、法第53条)
- ② 特例居宅介護(支援)サービス費の支給(法第42条、法第54条)
- ③ 居宅介護(支援)福祉用具購入費の支給(法第44条、法第56条)
- ④ 居宅介護(支援)住宅改修費の支給(法第45条、法第57条)
- ⑤ 居宅介護(支援)サービス計画費の支給(法第46条、法第58条)
- ⑥ 特例居宅介護(支援)サービス計画費の支給(法第47条、法第59条)
- ⑦ 施設介護サービス費の支給(法第48条)
- ⑧ 特例施設介護(支援)サービス費の支給(法第49条)
- ⑨ 高額介護(居宅支援)サービス費の支給(法第51条、法第61条)

(4) 給付制限に関する処分

- ① 支払方法変更の記載(法第66条)
- ② 保険給付の一時差止・滞納保険料額の控除(法第67条、法第68条)
- ③ 給付額減額等の記載(法第69条)

2 保険料その他の徴収金に関する処分

(1) 保険料に関する処分

- ① 保険料の賦課(第2号被保険者を除く)(法第129条第2号)
- ② 保険料の徴収(第2号被保険者を除く)(法第129条)
- ③ 保険料の滞納処分(法第144条)

(2) 不正利得に関する徴収金等に係る賦課徴収(法第22条)

- ① 被保険者等に対する不正利得の徴収(法第21条1項、2項)
- ② 指定居宅サービス事業者に対する不正利得の徴収(法第22条3項)
- ③ その他の徴収金に係る滞納処分(法第144条)

(別添3)

施行日時点での介護保険施設入所者の取扱いについて

	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)		老人保健施設 (介護老人保健施設)	療養型病床群 (介護療養型医療施設)	
要介護認定の結果	非該当・要支援者	要介護者	非該当・要支援者	非該当・要支援者	要介護者
給付	介護保険制度による施設給付 (要介護者とみなす) ※5年間に限る ※やむを得ない理由により介護老人福祉施設を移った場合についても同様	介護保険制度による施設給付	老人保健制度による医療費の支給 ※引き続き入所している間に限る	老人保健制度による医療の実施 ※医療保険適用病棟(病室)に限る	原則として、介護保険制度による施設給付 ※介護保険適用病棟(病室)に限る
報酬額	旧措置入所者についての介護報酬を設定 ※5年間に限る		介護報酬を基準として市町村長が定める ※引き続き入所している間に限る	診療報酬	介護報酬
利用者負担	1割負担：所得の区分ごとに0%~10%の範囲内で厚生大臣が定める割合 食事負担：平均的な食費の状況や所得の状況を勘案して、厚生大臣が定める金額 ※5年間に限る		1割負担+食事の標準負担額	老人保健制度による入院時一部負担金+食費の標準負担額	1割負担+食事の標準負担額
保険者	措置を行った市町村		原則どおり(住所地市町村)	原則どおり(住所地市町村)	原則どおり(住所地市町村)

介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令について

- 介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴い、関係政令の一部改正とその改正に伴う経過措置等について所要の措置を行うため、9月3日（金）に介護保険及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令 第262号）を公布。
- 今回の整備政令で改正した主な政令の改正内容は以下のとおり

【厚生省所管政令】

（1）健康保険法施行令の一部改正

- ① 健康保険組合の設立時の決定事項や組合会の議決事項に新たに介護保険料率を追加すること。
- ② 健康保険組合が積み立てなければならない準備金の額の算定基礎として、介護納付金の納付に要する費用の額を追加するとともに、健康保険組合連合会の交付金交付事業の交付対象となる健康保険組合に介護納付金の納付に係る財政窮迫組合等を追加する等の改正を行うこと。
- ③ 法本則に定める介護保険料額の算定方法によらない特別介護保険料額を徴収することのできる承認健康保険組合の承認の要件を定めるとともに、特別保険料額の算定の基準を定めること。

（2）国民健康保険法施行令の一部改正

- ① 国民健康保険組合の特別積立金及び支払準備金として積み立てる金額の基準額に介護納付金の納付に要する費用を追加すること。
- ② 国民健康保険料の賦課額に、介護納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額が加えられたことに伴い、介護納付金に相当する賦課額について、地方税法に定められた国民健康保険税と同様の賦課の基準を定めること。

（3）老人福祉法施行令の一部改正

- ① 老人居宅介護等事業等の対象となる者や痴呆対応型老人共同生活援助等の措置の基準を定めること。
- ② 特別養護老人ホームの入所の措置に要する費用について定めること。

(4) 老人保健法施行令の一部改正

介護保険制度に移行した老人保健施設療養費、老人保健施設、指定老人訪問看護事業者に関する規定の削除、介護的色彩の強い医療に係る5割公費負担に係る規定の削除等の規定の整理を行うもの。

(5) 生活保護法施行令の一部改正

- ① 老人保健法の規定による指定老人訪問看護事業者が廃止され、新たに、介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者が規定されたことに伴い、医療扶助を担当する者の規定を改正すること。（身体障害者福祉法施行令等の公費負担医療制度も同様）
- ② 老人保健法の指定老人訪問看護事業者として指定医療機関の指定を受けていた者が、介護保険の訪問看護事業を行う場合に、指定が継続するための経過措置を講ずるもの。（身体障害者福祉法施行令等の公費負担医療制度も同様）
- ③ 医療扶助を担当する指定医療機関の指定を受けていた指定老人訪問看護事業者及び老人保健施設を介護扶助を担当する指定介護機関とみなすための経過措置を設けること。

(6) その他

公費負担医療の給付と介護保険の給付の間の調整規定を置く等の所要の規定の整理を行うこと。

【他省所管政令】

(1) 国家公務員共済組合法施行令（地方公務員共済組合法施行令、私立学校共済組合法施行令についてもこれに準じた改正を行う）

各種共済組合法関係政令について健康保険に準じた改正を行う等所要の規定の整備を行うこと。

(2) 住民基本台帳法施行令

- ① 介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなった年月日を住民票の記載事項に追加すること。
- ② 住民基本台帳法に基づく転入、転居、転出又は世帯変更届けがあったときは、介護保険法第12条第1項による届出と同一の届出があったものとみなされるが、その場合に必要となる届出書面への附記事項を定めること。

(3) 消費税法施行令

- ① 居宅サービス費の支給に係る居宅サービスのうち、非課税となるサービスの種類を規定すること。

ア. 非課税となる居宅サービス

- ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホームも含む）

イ. 課税となる居宅サービス

- ・福祉用具貸与（但し、身障物品に係るものは非課税）

ウ. その他課税となるサービス

- ・住宅改修、福祉用具購入

- ② 施設サービス費の支給に係る施設サービスは非課税。ただし、特別の居室の提供等大蔵大臣が定める部分は課税。

- ③ その他介護保険給付の対象となるサービスのうち、非課税となるサービスの種類を規定すること。

- ・特例居宅（施設）介護サービス費の支給に係る居宅（施設）サービス
- ・居宅支援サービス費の支給に係る居宅サービス
- ・特例居宅支援サービス費の支給に係る居宅サービス
- ・居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅介護支援
- ・特例居宅（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援
- ・市町村特別給付（ただし、厚生大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。→今後制定）
- ・生活保護法の介護扶助のための居宅介護及び施設介護

※非課税となる介護サービスの範囲

- ・居宅介護サービス費部分＋本人負担額（1割）＋日常生活費部分（但し、有料老人ホームについては、日常生活費部分や利用者の選定に係る負担部分は課税）
- ・施設介護サービス費部分＋本人負担額（1割）＋日常生活費部分
- ・ただし、入所者が選定する特別な居室等の利用者の選定に係る負担部分については課税

- ④ なお、居宅介護サービス費は、居宅要介護被保険者が指定居宅サービスを受けた際に、当該サービスに要した費用について支給されるものであるため、課税となる福祉用具貸与についても、当該課税額を含めて、現に貸与に要した費用が保険給付の対象となるものである。（住宅改修、福祉用具購入についても同様。）

(4) その他

- ① 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令、自動車損害賠償保障法施行令等について、介護保険給付との併給調整の規定を設けること。
- ② 地方税法施行令、地方財政再建特別措置法施行令等関係政令について、所要の規定の整理を行うこと。